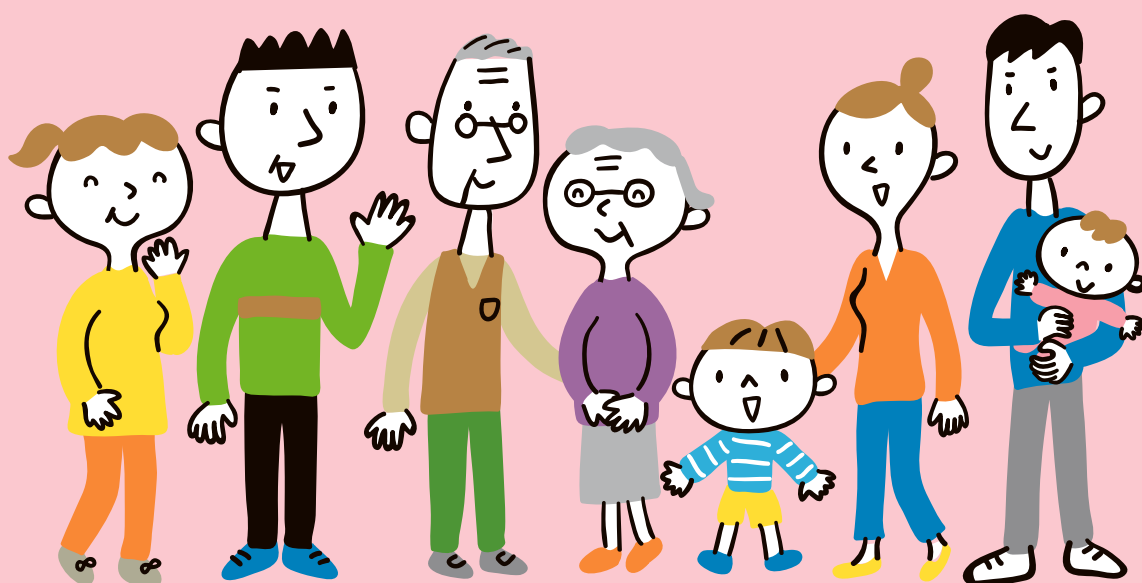


概要版

第 8 期 阿久比町介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度



阿久比町

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨と背景

平成19(2007)年、我が国では総人口に占める65歳以上人口(高齢者)の割合が21%を超え、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。また、令和17(2035)年には「約3人に1人が高齢者」になると予想されています。

要支援・要介護認定者の増加による介護・医療費の増加や認知症高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担等、様々な課題が山積しており、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのシステムづくりを加速化、深化させるべく「地域共生社会」を目指し、まさしく「地域まるごとの支援」とその仕組みづくりが求められています。

そこで、地域包括ケアシステムの推進と持続可能な介護保険制度の運営に向けた具体的な取り組みを実施していくことを目的に「第8期阿久比町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ

「介護保険事業計画」は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づき、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき策定するものです。

本町では、介護保険事業と高齢者福祉事業の円滑な運営を図るために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を一体的に策定します。

計画の期間

この計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年です。

また、中長期視点では、団塊の世代のすべての人が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22(2040)年を見据えて計画を定めます。

H30年度 2018	R1年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024	R7年度 2025	R8年度 2026	R9年度 2027		R22年度 2040
第7期計画			第8期計画			第9期計画					

団塊の世代すべての人が
75歳以上に

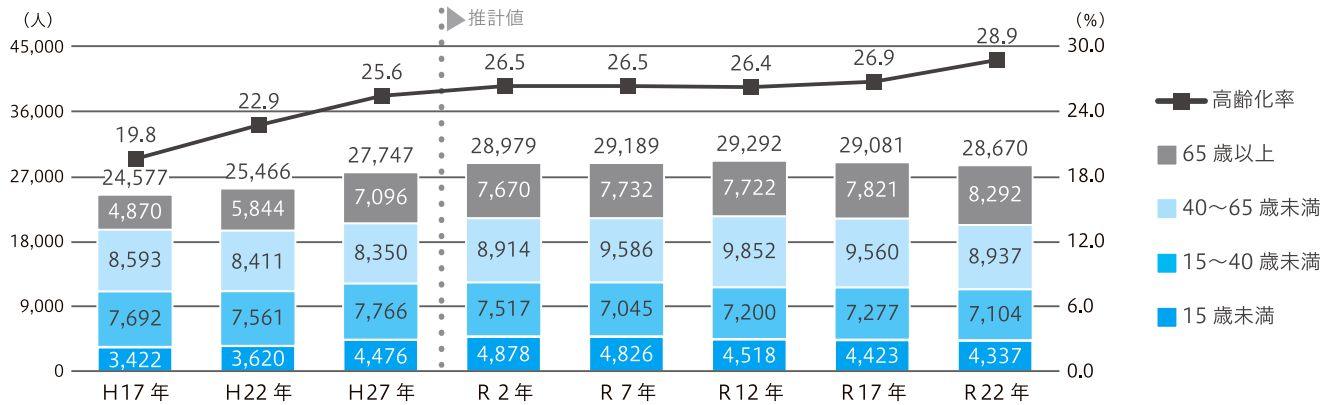
現役世代が激減



阿久比町の高齢者を取り巻く現状

人口・高齢化の推計

本町の人口は増加しながら推移していますが、令和12（2030）年をピークに減少に転じる見込みです。人口が減少局面にはいっていかから、65歳以上の高齢者人口は継続して増加することが予測されます。

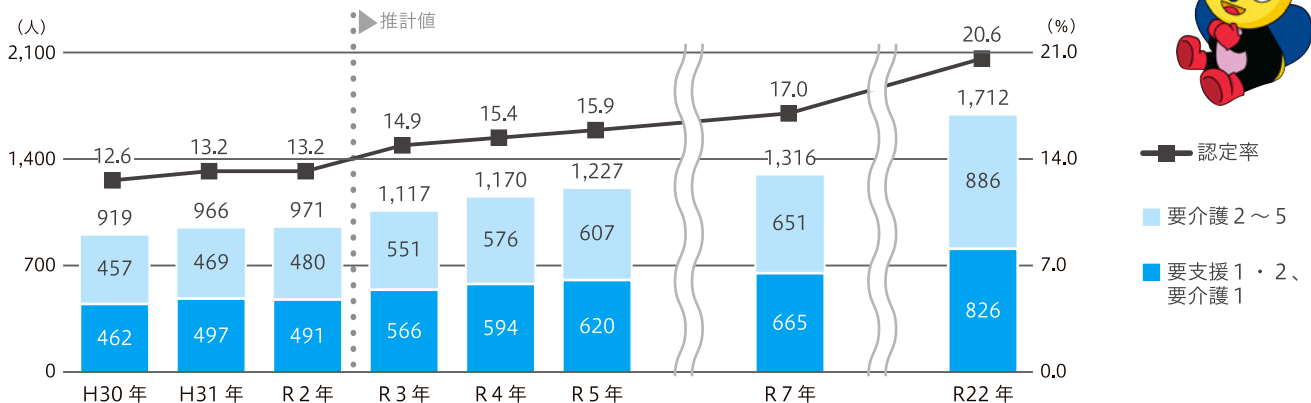


資料：（～H27年）国勢調査、（R2年～）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（H27年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年代区分別人口の合計と一致しません。）

認定者数・認定率の推移

本町の認定者数は今後も継続して増加することが予測されます。令和2年3月末時点では、要支援と要介護1までのいわゆる軽度者が全体の約半数を占めています。本町では、地域包括ケアシステムで軽度者の介護予防にも力を入れていきます。

高齢者人口の増加に伴い、認定者数や認定率の増加が予測されます。

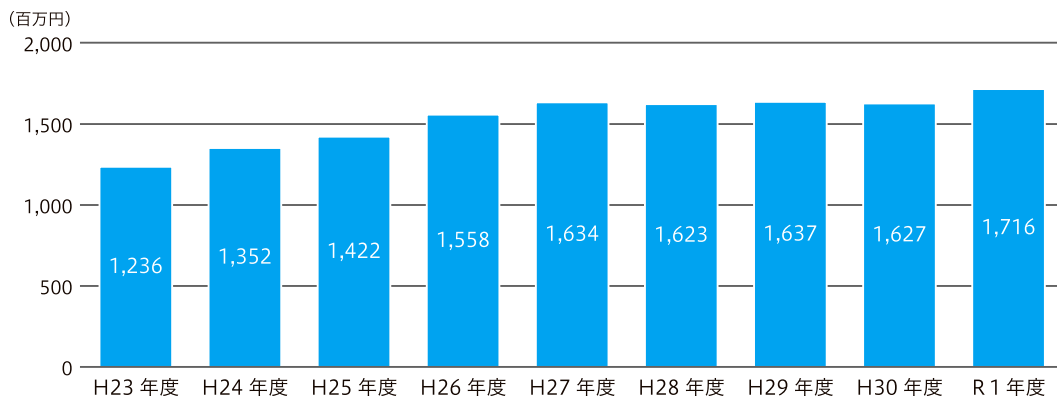


資料：（～R2年）介護保険事業状況報告（各年3月31日時点）、（R3年～）健康介護課（各年3月31日）

介護保険サービスの利用状況

本町の介護保険サービス利用の費用額は増加傾向にあります。今後も認定者数や認定率の増加に伴い、増加し続けることが予測されます。

高齢者の介護予防をすすめ、費用を抑制することも必要です。



資料：介護保険事業状況報告

基本理念



すべての人がやすらぎを感じ、 高齢期を安心して生活できる地域共生のまちづくり

施策の展開

基本目標 1 地域包括ケアシステムのネットワークづくり

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化をはじめ、多職種・多部門の連携を軸とする在宅医療・介護連携の強化を図ります。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

事業実施状況の評価／適切な人員の確保／相談支援機能の強化／地域包括ケア推進会議の運営体制の整備と強化

(2) 多職種・多部門連携を軸とする在宅医療・介護連携の推進

多職種連携研修会及び交流会の開催／障害、保健等、多部門の横断的な連携／あぐネットの推進／健康課題の解決に向けた住民への啓発



基本目標 2 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる生活環境や住まいの整備、虐待の防止や緊急時の対応等に取り組み、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。また、ひとり暮らし高齢者や寝たきり等の高齢者が安心して暮らせるよう、町が主体となり、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

(1) 高齢者の住まいの整備

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の情報把握、情報提供

(2) 移動・公共交通の整備

循環バス“アグピー号”の運行／高齢者タクシー料金助成事業／外出支援サービス

(3) 高齢者福祉サービスの充実

緊急通報装置設置事業／住宅用火災警報器設置事業／寝具クリーニング、乾燥事業／家族介護用品支給事業

(4) 高齢者虐待への対応

虐待防止に関する広報・普及啓発／虐待の早期発見、早期対応の推進／虐待への対応における行政機関連携／相談・支援体制の強化／高齢者・障害者虐待防止連絡協議会の開催

(5) 災害等緊急時における体制の強化

防災対策の推進／感染症対策の推進



基本目標 3 効果的な介護保険サービスの実施

介護を必要とする人を社会全体で支えるため、介護サービスの質と量の充実を図るとともに、介護給付の適正化、事業者への適正な指導監督等を推進し、介護保険の円滑な運営を図ります。また、介護現場の業務改善や介護人材の確保に取り組みます。

(1) ケアマネジメントの質の向上

ケアマネジメント研修／地域包括ケア推進会議の活用／インフォーマルサービスを盛り込んだケアプランの作成

(2) 介護サービスの質の向上と介護給付の適正化

サービスの質の向上のための適切な指導・監督／介護給付費等適正化

(3) 介護人材の確保

介護職員の処遇改善／多様な人材の参入・活躍の促進／働きやすい環境の整備／地域福祉の担い手の養成と支援／介護職の魅力向上・発信／文書量削減／ICTやロボットの活用の推進

基本目標 4 認知症高齢者を支える地域づくり

今後も認知症高齢者の増加が見込まれていることから、「認知症施策大綱」に基づき、認知症についての知識の普及啓発、認知症の早期診断・早期対応、適切な認知症ケアや介護者支援など、総合的な認知症施策を推進します。

(1) 認知症についての知識の共有

認知症に関する住民への啓発／早期発見のための知識普及

(2) 認知症高齢者への適切な支援の実現

認知症地域支援推進員の活動の推進／認知症初期集中支援チームの活動の推進／認知症ケアパスの普及

(3) 認知症高齢者を地域で支える施策の充実

認知症高齢者見守り事業／認知症サポーター養成・活動支援／認知症の人とその家族への支援／認知症予防教室

基本目標 5 支え合い、安心できる地域づくり

ひとり暮らし高齢者世帯など、何らかの生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。また、高齢者の見守りや家族介護者への支援など、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

(1) 生活支援サービス事業の推進

生活支援コーディネーターの配置、活動促進／「エプロンサービス事業」の展開／「ささえあい支援事業」の展開／外出支援サービスの検討・展開／担い手養成講座の開催／地域包括ケアマップの普及／地縁組織等への働きかけ

(2) 高齢者見守り活動の推進

地域住民の参加促進／新聞や郵便配達業者との協定／配食サービス

(3) 家族介護者への支援の充実

家族介護に関する知識の普及／交流の場づくり



基本目標 6 社会参加による生きがいづくり

高齢者が趣味や特技、これまでに培った技能や経験を活かして、地域社会と関わり、活躍できる場を提供し、高齢者の社会参加による生きがいづくりを推進します。

(1) 高齢者の就労等への支援

シルバー人材センターとの連携／社会奉仕活動等への参加支援

(2) 多様な社会参加の促進

町内会、自治会の活動や趣味やスポーツの会、ボランティア活動等への参加促進



基本目標 7 効果的な介護予防事業の推進

高齢者が健康で自立した生活を継続できるよう、早期からの健康づくりを推進するとともに、自立支援や重度化防止の観点から、ケアマネジメントや介護予防事業の充実・強化に取り組みます。

(1) 健康づくりの推進

健康づくりのための教室の充実／宅老所、サロンへのリハビリテーション専門職の派遣／健康日本21あぐい計画の推進

(2) 介護予防の推進

通いの場の充実／高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施／地域包括支援センター、保健センター、社協との連携／地域介護予防活動の評価／活動におけるモニタリング

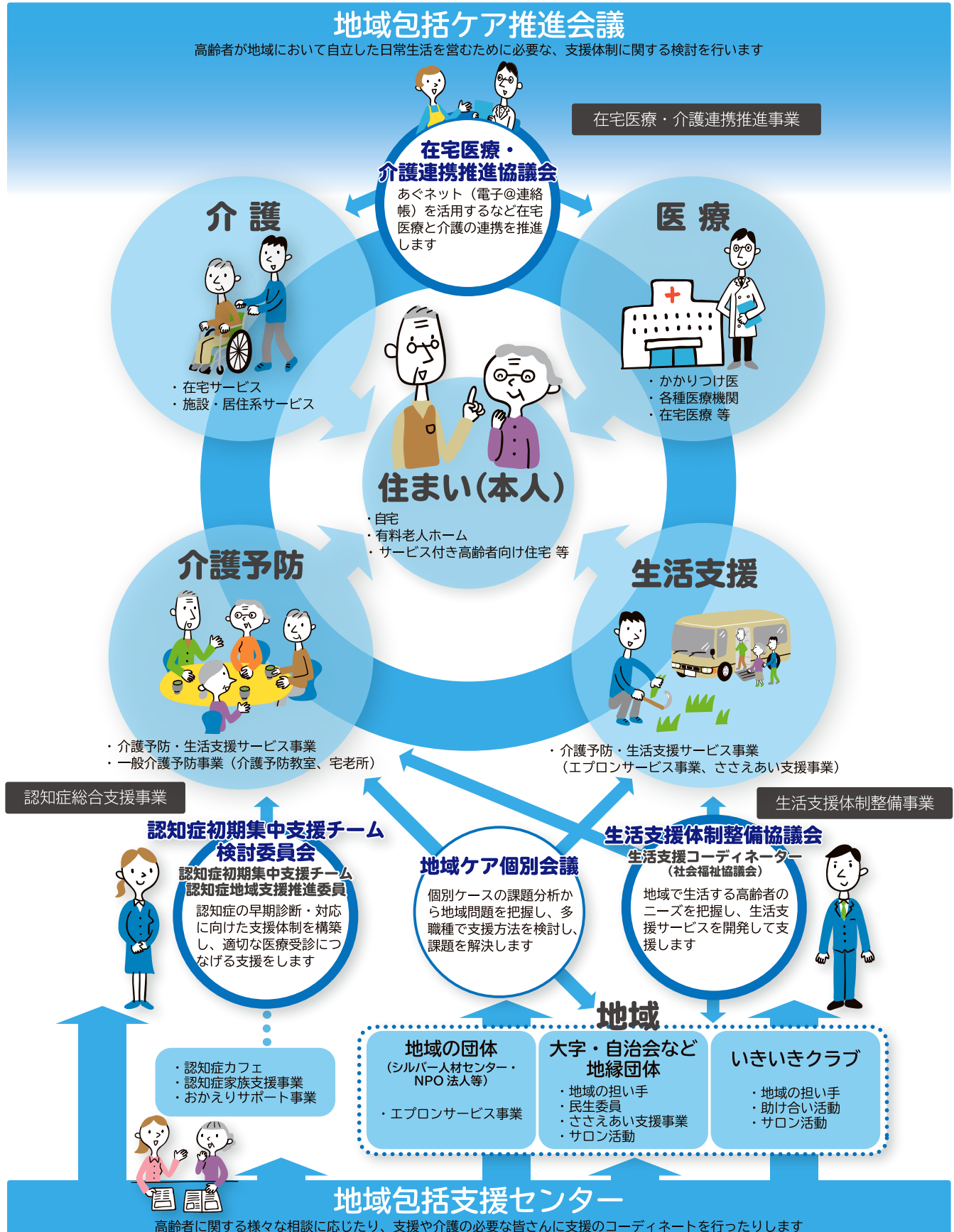
(3) 要介護状態の重度化予防

重度化予防のためのケアマネジメントの質の向上／宅老所、サロンへのリハビリテーション専門職の派遣

地域包括ケアシステムの強化・推進に向けて

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（仕組み）のことです。この計画では、地域包括ケアシステムを強化し、より推進していきます。

■ 阿久比町における地域包括ケアシステムのイメージ



地域包括ケアシステムの取り組み

阿久比町で実施している地域包括ケアシステムの事業について、一部をご紹介します。

あぐネット（電子@連絡帳）

町民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を続けていくことができるよう、医療や介護、行政の関係者が電子@連絡帳システムを活用して連携し、在宅生活を支援する体制を構築します。



認知症カフェ（オレンジカフェ日向家）

認知症の人とその家族が、コーヒーなどを飲みながら情報交換し合う憩いの場です。認知症地域支援推進員がご家族の相談にも応じます。

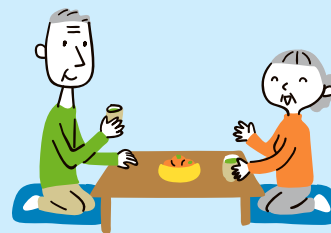


高齢者おかえりサポート事業

認知症などにより在宅の高齢者が行方不明となった場合に起こり得るあらゆるリスクに備え、警察との情報共有、QRコードを活用した「どこシル伝言板」の運用、他人の物を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合の個人賠償責任保険への加入など、登録制の認知症高齢者をサポートする事業です。

エプロンサービス事業

シルバー人材センターなどに登録した担い手を要支援者などの高齢者のご自宅に派遣し、簡単な生活支援（ゴミ出し、外出のお手伝い、話し相手など）を行います。



ささえあい支援事業（暮らし応援サービス“ささエール”事業）



各地域で実施する高齢者への日常生活支援（訪問活動、ゴミ出し、買い物、掃除、電球交換、庭の手入れ等）に対して、介護保険の財源を活用し、地域の担い手に奨励金を助成する事業です。

ご利用には条件がありますので、
詳細は役場健康介護課または地域包括支援センターへお問い合わせください。



65 歳以上の皆さん（第 1 号被保険者）の保険料

第 1 号被保険者の介護保険料は、介護給付の推計に基づき、3 年ごとに見直すこととなっています。第 8 期の保険料基準額(月額)は4,780円です。第 7 期の介護保険料と同額です。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料(月額)
第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.5 (0.3)	28,680 円 (17,200 円)
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.75 (0.5)	43,020 円 (28,680 円)
第 3 段階	・世帯全員が住民税非課税で、第 1 段階・第 2 段階以外の人	0.75 (0.7)	43,020 円 (40,150 円)
第 4 段階	・世帯に住民税を課税されている人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.9	51,620 円
第 5 段階	・世帯に住民税を課税されている人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超えている人	1.0 (基準額)	57,360 円
第 6 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	68,830 円
第 7 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	74,560 円
第 8 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	86,040 円
第 9 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の人	1.7	97,510 円
第 10 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人	1.8	103,240 円
第 11 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人	1.9	108,980 円
第 12 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の人	2.0	114,720 円

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から課税年金の所得金額を差し引いた額です。

※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額です。

※() 内は、低所得者に対する「公費による保険料軽減強化」により、軽減された介護保険料率となります。

※基準額に対する割合で年間保険料額を算出するにあたり、10 円未満の端数は切り捨てています。

※介護保険料等については、今後、国により決定される介護保険関連施策などにより、変更となる可能性があります。

相談窓口

■ 高齢者の生活支援などに関するお問い合わせ

阿久比町地域包括支援センター

☎ 0569-48-1111 (内線1127・1128)

■ 介護保険制度に関するお問い合わせ

阿久比町 民生部 健康介護課 介護保険係

☎ 0569-48-1111 (内線1125・1126・1131)

お気軽にお問い合わせ
ください



第 8 期阿久比町介護保険事業計画・
高齢者福祉計画 概要版

令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度

発行：阿久比町 民生部 健康介護課 介護保険係
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

TEL : 0569-48-1111 (内線1125・1126・1131)

FAX : 0569-48-0229